

ルーテル学院中学・高等学校 学校いじめ防止対策基本方針

1. いじめの防止等に関する基本方針

「いじめをさせない（しない）、見逃さない、許さない」ために全教職員で取り組む。

いじめは差別であり、重大な人権侵害であるとともに、構造的な問題である。どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを認識する。重要なことは、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたることである。いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守ることを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に全教職員で取り組む。又、あらゆる教育活動を通じ、生徒が楽しく学びつつだれもが安心して生活できる生き生きとした学校づくりを目指し、生徒が主体となっていじめのない学校生活を形成するという意識を育むための指導・支援を行う。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

●個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

(※ 1) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(※ 2) 心理的な「攻撃」とは、「仲間はすれ」や「集団による無視」など直接的ではないが心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(※ 3) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなども含む。

(※ 4) 「いじめられた生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする生徒の気持ちを重視することである。

(※ 5) けんか等を除くが、外見的には、けんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

3. いじめ防止対策委員会

校長・教頭・中学主事・高校主事・生徒部長・学年主任・担任・養護教諭・教育支援教諭・人権同和教育主担者（委員長）を基本とする。状況に応じてスクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）・クラブ活動顧問、他の教職員を招集する。

4. いじめ防止対策活動

①クラス担任

○年に1回に実施される学院評価でいじめに関するアンケート調査を実施する。（生徒の学院評価の際、実施。）

○クラスの各教科担当者と連携を図り、クラスの情報収集を行う。

○二者面談・三者面談を行い、生徒・保護者から情報を収集する。

②相談室

- 保健室内相談室に置く。養護教諭・スクールカウンセラーが相談にのる。
- 教室に日常的にカウンセリングやいじめの相談ができることを知らせる掲示をする。

③チェックリストの活用

- 気づきアンケートによる情報収集及び対応にあたる。

④職員研修

- 年に2～3回行う。

⑤生徒会

- いじめ防止活動を行う。
- 「いじめを許さない」宣言文の周知活動、標語の募集、ポスターの募集など行う。

⑥サポート委員会の取り組み（いじめ防止対策委員会を、サポート委員会の中で行う。）

〔目的〕 学校生活に問題を抱えた生徒への対応を協議し、生徒が安心して学校生活を送れるよう生徒およびその保護者・担任をサポートしていく。

〔対象〕 ・いじめや不登校など、学校生活に問題を抱えている生徒・発達障がいをもった生徒
・発達障がいの疑いのある生徒

〔構成メンバー〕 教頭・コーディネーター・〔各学年担当者〕・中学教育支援・人権・同和教育担当者
養護教諭・スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）

〔具体的活動〕

1 対応の必要な生徒の早期発見

- 前年度の出欠状況、新入生については中学時代の欠席数および出身校・保護者からの申し出などから要観察者のリストアップ
- 「気づきアンケート」の実施・・・5月、欠席・欠課が多く気になる生徒調査・・・10月
- リストアップした生徒について継続的観察。関係者との情報交換を密にし対応を検討する。
 - ◆ 気になる生徒の報告は 担任 ⇒ 学年コーディネーター ⇒ サポート委員会

2 対応の必要な生徒について、定期的に支援目標・対応の確認をする。

- ケースによっては、SSWやSC、私学特別支援員と連携し対応する。
- 学年会と相談し、必要な場合は支援チームを組織し具体的な対応を協議する（ケース会議）。

3 個別の教育支援計画・指導計画の作成支援

- 該当生徒の担任と協力し、個別の教育支援計画・指導計画を作成する。
- 指導計画実践の協力。
- 学期末には、指導計画の評価・修正を行う。

4 生徒理解のための職員研修会を実施する

5 いじめ防止対策委員会は、サポート委員会と生徒情報を共有し、いじめの早期発見・対応に努める。

5. 教職員心構え

生徒に関心を持ち、コミュニケーションを積極的に図り、全教職員が生徒に関心を持っているということを示す。また、規範意識を重視し、教育活動でのあらゆる場面で指導を適宜・適切に行い、教職員が生徒をきちんと見ているという姿勢を示す。

- 日常の挨拶を教職員から積極的に行う。
- 授業の始業・終業の挨拶指導
- 教室・机上の整理や挨拶の指導を徹底する。

授業態度の指導

○生徒と双方向の会話（クラブ活動などの表彰をほめるなど、教職員から声をかける）

◎生徒に対する指導が少ない教職員は、生徒にとっては、サボりやすい先生として見透かされる場合がある。結果として、授業中に寝る・私語をする・ノートをとらない・内職をする・タメ口で話される等「この先生なら何も気づかないだろう、何も注意しないだろう。」という雰囲気をつくり、クラスの崩壊やいじめにつながる要因となると考える。

いじめの防止等は、全教職員が自らの問題として切実に受け止め、取り組むべき重要な課題である。まずは、日頃から、個々に応じたわかりやすい授業を行うとともに、生徒指導の充実を図り、生徒がいきいきとした学校生活を送れるようサポートしていくことが重要である。

6. いじめの態様及び兆候

心理的いじめとは、無視・仲間はずれ・メール等で誹謗中傷・悪口を言う・落書き・脅す・悪い噂を流す・からかう・恐喝・持ち物を隠す・壊す、変なあだ名で呼ぶ等である。

物理的いじめとは、殴る・たたく・蹴る・わざとぶつかる・性的辱め・金品をたかる・隠す、盗む・壊す・捨てる等である。いじめの兆候として、遅刻欠席が多い・体調不良を訴える・表情が暗い（被害者側）・話をしたがらない・頻繁に保健室・トイレに行く・からかわれる・衣服が汚れている・体に傷やあざがある・一人でいる事が多い・発言で爆笑が起きる・変なあだ名で呼ばれる・持ち物がなくなる・必要以上のお金を持っている等が挙げられる。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、早期に警察に通報して連携体制をとり、毅然とした対応をとることが必要である（生徒の生命又は財産に重大な被害が生じるような場合）。ただし、教育的配慮や被害者の意向を配慮のうえで行う。

◎法律に抵触する可能性のある行為

- 誹謗中傷や脅し…脅迫、名誉毀損、侮辱
- 殴る、蹴る…暴行、傷害
- 金品をたかられる…恐喝
- 金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる…窃盗、器物破損
- 嫌なことや危険なことをされたり、させられたりする…強要、強制わいせつ
- インターネット上で、誹謗中傷をされる…名誉毀損、侮辱

7. 重大事態への対処

事実関係の調査や情報提供、報告・協力を図り、関係諸機関への報告と連携を行い、適切に対処する。

〔参考 2014 年度の場合〕

サポート委員会（いじめ防止対策委員会）予定表			
月	日	内容	コーディネーターの動き
4月	14日	○新入生についての情報交換（長欠者・要観察者の状況確認）	*継続対応者・継続要観察者の確認
		○昨年度の生徒状況確認	
		○継続支援生徒の内容確認 ⇒ 対応策検討	*学年会への報告
	21日	○『気づきアンケート』実施（※切 5月16日金）	*アンケート依頼
5月	19日		*生徒情報収集
	26日	○気づきアンケートをもとに情報の整理 対応策検討（SC SSW同席）	*情報提供者・担任との擦り合わせ *個別の支援教育計画・指導計画作成支援
6月	2日	○個別の指導計画作成支援	
	5日	中学・高校生徒人権研修会、教職員人権研修会	
	9日		*学年会への報告と情報収集
	16日	○出欠状況確認 対応策検討	*担任・学年会と確認をとりながら、生徒対応をしていく
	23日		
	30日		
7月	7日	○振返り（生徒対応 会の持ち方）	
夏休み			
8月	25日	○夏季休業後の生徒状況 情報交換 ■28日（木） 研修会	①担任との情報交換 （生徒情報の収集、状況整理・相談） ②学年会での情報共有 （学年会での話し合い・学年による支援） ③サポート委員会への報告・協議 （支援目標・対応の確認） ④アンケート回収窓口 情報提供者への聞き取り ⑤特別支援についての理解啓発の 推進（職員研修の実施、研修会への参加）
9月	1日	○個別の指導指導計画の評価・修正、後期目標設定	
	8日	○対応策検討	
	29日		
10月		○前期点入力後、『欠席・欠課の気になる生徒』について調査 （提出※切 10月15日（水））	
	20日	○報告をもとに、情報の整理 対応策検討	
	27日		
	30日	教職員人権研修会	
11月	10日	○冬休み前後の対応について検討	
	17日		
12月	8日		
	15日		
1月	19日		
	26日		
2月	2日	○次年度引継生徒について情報交換・整理	
	9日		
	16日		
3月	9日	○反省会	
	10日	中学平和学習会	
	16日	○引継ファイルの整理・支援体制の確認	